

# KABU&ひかりテレビサービス 契約約款

令和6年11月20日現在

株式会社カブ&ピース

## KABU&ひかりテレビサービス契約約款

第一章 総則 .....	4
第 1 条 (約款の適用) .....	4
第 2 条 (通知の方法、約款の変更) .....	4
第 3 条 (用語の定義) .....	4
第二章 本サービスの制約等 .....	6
第 4 条 (本サービスの制約等) .....	6
第 5 条 (本サービスの提供区域) .....	6
第三章 契約 .....	6
第 6 条 (契約の単位) .....	6
第 7 条 (回線終端装置の設置) .....	6
第 8 条 (本サービス契約者回線の終端) .....	7
第 9 条 (契約申込の方法) .....	7
第 10 条 (契約の成立) .....	7
第 11 条 (契約申込の承諾) .....	7
第 12 条 (品目等の変更) .....	8
第 13 条 (その他の契約内容の変更) .....	8
第 14 条 (本サービス契約者の氏名等の変更の届出) .....	8
第 15 条 (本サービスの利用の一時中断) .....	9
第 16 条 (本契約に係る権利等の譲渡、再販等の制限) .....	9
第 17 条 (本サービス契約者の地位の承継) .....	9
第 18 条 (本契約の解除) .....	10
第四章 回線相互接続 .....	11
第 19 条 (回線相互接続) .....	11
第五章 利用中止等 .....	11
第 20 条 (利用中止) .....	11
第 21 条 (利用停止) .....	12
第六章 通信 .....	12
第 22 条 (通信の条件) .....	12
第 23 条 (通信利用の制限等) .....	12
第七章 料金等 .....	13
第 24 条 (料金及び工事に関する費用) .....	13
第 25 条 (利用料金の支払義務) .....	13
第 26 条 (工事費の支払義務) .....	14
第 27 条 (料金の計算等) .....	14
第 28 条 (利用料金等の支払期日) .....	14

第 29 条 (解約時の残債務の弁済) .....	15
第 30 条 (事業者変更) .....	15
第 31 条 (割増金) .....	15
第 32 条 (延滞利息) .....	15
第 33 条 (回収業務の委託) .....	16
第八章 保守 .....	16
第 34 条 (本サービス契約者の維持責任) .....	16
第 35 条 (本サービス契約者の切分責任) .....	16
第 36 条 (修理又は復旧の順位) .....	16
第九章 損害賠償 .....	17
第 37 条 (責任の制限) .....	17
第 38 条 (損害賠償) .....	18
第 39 条 (免責) .....	18
第十章 雑則 .....	19
第 40 条 (承諾の限界) .....	19
第 41 条 (利用に係る本サービス契約者の義務) .....	19
第 42 条 (本サービス契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等) .....	20
第 43 条 (本サービス契約者氏名の通知等) .....	20
第 44 条 (登録一般放送事業者からの通知) .....	21
第 45 条 (法令に規定する事項) .....	21
第 46 条 (本サービスの提供の終了) .....	21
第 47 条 (本サービスの変更等) .....	21
第 48 条 (KABU&ひかり 契約約款の適用) .....	21
第 49 条 (その他) .....	21
料金表 .....	23
第 1 表 月額利用料 .....	23
第 2 表 工事費 .....	23
第 3 表 手数料 .....	25
第 4 表 レンタル機器損害金 .....	25

## 第一章 総則

### 第 1 条 (約款の適用)

1. 株式会社カブ&ピース（以下「当社」といいます。）は、この「KABU&ひかりテレビサービス 契約約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、これに従い KABU&ひかりテレビサービスを本サービスの利用契約者（以下「本サービス契約者」といいます。）へ提供します。
2. 本サービスの利用には、当社が提供する本サービスの契約と、スカパーJSAT 株式会社の提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」の契約が必要となります。なお、スカパーJSAT 株式会社に対する「テレビ視聴サービス」の利用申込みは、申込者が本サービスの申込みをした時点で当社及びNTT 東西を経由して行われるものとします。
3. 本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）は、本約款の各条項の定めに従うものとします。

### 第 2 条 (通知の方法、約款の変更)

1. 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面又は電子メールの送付、その他当社所定の方法によるものとし、当社が当該通知の発信を行ったときから効力が生じるものとします。
2. 本約款は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項及び料金表に記載の期間・金額その他の条件については、同法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。

### 第 3 条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 本サービス	当社が「KABU&ひかりテレビサービス」の名称で提供するテレビ伝送サービス及びスカパーJSAT株式会社が提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」の契約により、地上/BSデジタル放送が受信できるようになるサービス
2. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
3. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の使用に供すること
4. NTT東西	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
5. テレビ伝送サービス	映像通信網サービスであって、NTT東西が別に契約する登録一般放

ス	送事業者との「映像通信網サービスに関する契約書」に基づきNTT東西より当社に提供され、当社より提供する映像通信網サービスの第1種契約者回線（以下「第1種契約者回線」といいます。）からの着信のために提供するもの
6. 映像通信網	通常70MHzから770MHzまで及び1032MHzから2072MHzまでの周波数帯域の映像並びに映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7. 映像通信網サービス	映像通信網を使用して行う電気通信サービス
8. 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
9. 契約者回線	本契約に基づいて、本サービス契約者が利用する電気通信回線
10. 契約者回線等	契約者回線及びNTT東西が必要により設置する電気通信設備
11. 回線終端装置	契約者回線の終端の場所にNTT東西が設置する装置（端末設備を除きます。）
12. 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
13. 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、3の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14. 自営端末設備	本サービス契約者が設置する端末設備
15. 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16. 本サービス取扱所	本サービスに関する契約事務を行う当社の事業所（当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所を含みます。）を意味します。
17. 技術基準等	末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
18. 登録一般放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第126条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像通信網サービスを利用して登録一般放送を行う事業者

## 第二章 本サービスの制約等

### 第 4 条 (本サービスの制約等)

本サービスの内容には、一定の制約及び条件があります。詳細は、別途当社が提示する「KABU&ひかりテレビサービス 重要事項説明書」をご確認ください。

### 第 5 条 (本サービスの提供区域)

1. 本サービスの提供地域は、NTT 東西が次の通り定める地域とします。
  - (1) NTT 東日本地域  
福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、北海道の各一部地域。
  - (2) NTT 西日本地域  
大阪、和歌山、京都、奈良、滋賀、兵庫、愛知、静岡、岐阜、三重、広島、岡山、香川、徳島、福岡、佐賀の各府県の一部地域。
2. 本サービスの提供地域内でも、申込者の契約者回線等の状況及び NTT 東西の設備状況等により、本サービスの利用まで時間がかかる場合又は本サービスを利用できない場合があります。
3. 本サービスに係る通信は、同一の都道府県の区域における契約者回線と第 1 種契約者回線との間及び NTT 東西が別に定める区域における契約者回線と NTT 東西が別に定める区域における第 1 種契約者回線 (NTT 東西が別に定める映像通信網サービスのものとします。) との間において提供されます。

## 第三章 契約

### 第 6 条 (契約の単位)

1. 当社は、契約者回線 (登録一般放送事業者が、第 1 種契約者回線の通信相手先として指定したものに限り) 1 回線ごとに 1 の本契約を締結します。この場合、本サービス契約者は、1 の本契約につき 1 人に限ります。
2. 本サービス契約者は、契約者回線の契約者と同一の者に限ります。

### 第 7 条 (回線終端装置の設置)

当社が依頼し、NTT 東西が契約者回線の終端の場所に NTT 東西の回線終端装置を設置します。

## 第 8 条（本サービス契約者回線の終端）

1. 当社は、本サービス契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2. 当社は、前項の地点を定めるときは、本サービス契約者と協議します。

## 第 9 条（契約申込の方法）

本契約の申込みをするときは、本サービス取扱所からの案内に従つて当社所定の方法で手続きを行っていただきます。

## 第 10 条（契約の成立）

1. 本契約は、新たに契約者となろうとする者（以下「利用申込者」といいます。）が、本約款を本契約の内容とすることに合意のうえ当社所定の方法により申込みものとします。なお、上記申込みにあつての条件は、本約款が適用されるものとし、申込みの撤回・取消はできないものとします。
2. 利用申込者は、契約を申し込むにあたり、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。
  - (1) 当社に届け出た事項に虚偽、誤記又は不足がないこと。
  - (2) 本契約を申し込む正当な権限を有し、当該権限の範囲内で申込みを行うこと。
  - (3) 過去に本約款に違反し、利用停止・解除等の処分を受けたことがないこと。
  - (4) 利用申込者が未成年ではないこと。
3. 当社は、本条第 1 項の審査の内容について利用申込者に開示することはありません。
4. 当社は、本約款を当社ホームページへの掲示その他当社所定の方法により、利用申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。

## 第 11 条（契約申込の承諾）

1. 当社は、本契約の申込みがあつたときは、当社が受け付けた順序に従つて申込みを承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本人確認書類に不備があると当社が判断した場合
  - (2) 利用申込者が、本サービスに係る契約者回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合

- (3) 本サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難な場合
  - (4) 利用申込者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払を怠り、又は怠るおそれがある場合
  - (5) 利用申込者が第 41 条（利用に係る本サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがある場合
  - (6) 本サービスを同一世帯以外において利用する場合（その契約者回線の終端の場所が住居の用に供する場所である場合に限り、又は同一の場所以外において利用する場合（その契約者回線の終端の場所が住居の用に供する場所以外である場合に限り、）
  - (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
3. 当社は、前項第 1 号に掲げる事由の判断のため、利用申込者に対し、利用申込者の本人確認に必要な公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において、本サービスの利用申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申込みに対する承諾を留保又は拒絶するものとします。
  4. 当社が申込みを承諾した場合、電気通信事業法第 26 条の 2 に基づく契約書面の交付は、電磁的方法によって行うものとします。本サービス契約者が希望する場合は、契約書面を別途郵送するものとします。

## 第 12 条（品目等の変更）

1. 本サービス契約者は、当社が別に定める方法により本サービスの品目の変更を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。
3. 品目等の変更により第 24 条（料金及び工事に関する費用）に規定する費用が発生した場合は当社が定める期日までに支払っていただきます。

## 第 13 条（その他の契約内容の変更）

1. 本サービス契約者は、当社所定の方法に従い契約内容の変更を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条（契約の成立）及び第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

## 第 14 条（本サービス契約者の氏名等の変更の届出）

1. 本サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

- す。
2. 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は請求書送付先への通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
  3. 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

## 第15条（本サービスの利用の一時中断）

当社は、本サービス契約者から請求があったとき（その契約者回線の利用の一時中断と同時に請求されるものであって、第7条（回線終端装置の設置）に基づき設置した回線終端装置を移動又は取りはずすときに限ります。）は、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

## 第16条（本契約に係る権利等の譲渡、再販等の制限）

1. 本サービス契約者は、当社の事前の承諾なく、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡できないものとします。
2. 本サービス契約者は、当社が承認した場合を除き、当社のサービスを使用し、有償、無償を問わず再販、サブライセンス等の形態により第三者に利用させないものとします。

## 第17条（本サービス契約者の地位の承継）

1. 本サービス契約者において相続により本サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の場合、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者を定め、これを届け出ていただきます。
3. 当社は、前項の規定による代表者に届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。
4. 前3項の規定にかかわらず、本サービス契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、本サービスに係る契約者回線のKABU&ひかりの契約者の地位の承継の届出（当社が別途定める「KABU&ひかり 契約約款」に定める届出）をもって、本サービス契約者の地位の承継があったものとみなします。

## 第 18 条（本契約の解除）

1. 本サービス契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、そのことを本サービス取扱所に所定の方法により通知していただきます。
2. 第 21 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、なおその事実を解消しないとき、当社は本サービスの契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、本サービス契約者が第 21 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず本サービスの利用を停止しないで本サービス契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、第 46 条（本サービスの提供の終了）第 1 項の規定により、本サービスの提供を終了するときは、本サービスの契約を解除することができるものとします。
5. 当社は、第 2 項乃至第 4 項の規定により、本契約を解除しようとするときは予め本サービス契約者にそのことを通知します。
6. 本サービス契約者が別途締結している KABU&ひかりの利用契約又は「テレビ視聴サービス」の契約が終了したときは、本契約も終了します。
7. 本サービス契約者が本約款に違反し催告後も是正しないときは、当社は本契約を解除できるものとします。また、本サービス契約者に次に定める事由のいずれかが発生した場合、当社は本契約を催告なく解除できるものとします。これらの場合、本サービス契約者は期限の利益を失い、直ちに本契約に基づく料金等を当社に支払うものとします。
  - (1) 支払停止又は支払不能に陥ったとき、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき。
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき。
  - (5) 第 10 条（契約の成立）第 2 項の表明保証に違反したとき
  - (6) 料金（遅延損害金を含みます。）の全部又は一部の支払を遅滞し又は支払を拒否したとき。
  - (7) 死亡、行為無能力者又は制限行為能力者となったとき。
  - (8) 当社に届け出られた連絡先と連絡がとれないとき。
  - (9) 監督官庁から営業許可の取消・停止等の処分を受けたとき。
  - (10) 本サービス契約者が、総会屋、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）が存在するとき、若しくは名目の如何を問わず、本サービス契約者が反社会的勢力の維持・運営若しくは関与し、又は意図して反社会的勢力と交流をもっているとき。

- (11) その他当社が本サービス契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。

## 第四章 回線相互接続

### 第 19 条 (回線相互接続)

1. 本サービス契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続（以下「回線相互接続」といいます。）の請求をすることができます。この場合、本サービス契約者は、回線相互接続に係る電気通信回線の名称、接続を行う場所、接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他回線相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を本サービス取扱所に提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があった場合において、回線相互接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等（契約約款又は電気通信事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約をいいます。以下同じとします。）により回線相互接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
3. 本サービス契約者は、回線相互接続について、第 1 項の規定により本サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
4. 本サービス契約者は、回線相互接続を廃止しようとするときは、そのことを予め書面により本サービス取扱所に通知していただきます。

## 第五章 利用中止等

### 第 20 条 (利用中止)

1. 当社は、次の場合には本サービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第 23 条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線の利用ができないとき。
  - (3) 契約者回線に係る I P 通信網サービスの利用中止を行ったとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

## 第 21 条（利用停止）

1. 当社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 第 41 条（利用に係る本サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (3) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
  - (4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
  - (5) 登録一般放送事業者が、第 1 種契約者回線の通信相手先としてその契約者回線の指定を一時的に停止したとき。
  - (6) 前 5 号のほか、本約款の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社から予めその理由、利用停止する日及び期間を本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第六章 通信

### 第 22 条（通信の条件）

本サービス契約者は、本サービスに係る通信について、その契約者回線に対して 1 の特定事業者（NTT 東西）が登録一般放送事業者に提供する映像通信網サービスの第 1 種契約者回線からの通信（その第 1 種契約者回線からの着信に限ります。）を行うことができます。

### 第 23 条（通信利用の制限等）

本サービス契約者は、その契約者回線に係る IP 通信網サービス契約約款に定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、本サービスを利用することができないことがあります。

## 第七章 料金等

### 第 24 条 (料金及び工事に関する費用)

1. 本サービスの料金は、手続き及び利用料金に関する料金とし、料金表第 1 表及び料金表第 3 表に定めるところによります。
2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、料金表第 2 表に定めるところによります。

### 第 25 条 (利用料金の支払義務)

1. 本サービス契約者は、本約款に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表に規定する利用料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、本サービスの利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
  - (1) 第 15 条（本サービスの利用の一時中断）に基づき、本サービスの利用の一時中断をしたときは、本サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (2) 第 21 条（利用停止）に基づき、利用停止があったときは、本サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (3) 前 2 号の規定によるほか、本サービス契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1. 本サービス契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合又は契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時点から起算して、48時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時点以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金（日割の利用料金）
2. 当社の故意又は重大な過失により本	そのことを当社が知った時点以後の利

サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての月額料金
------------------------	---

3. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料金が既に支払われているときは、その利用料金を返還します。
4. 当社は、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき本サービス契約者に対して負担する金銭債務と、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき本サービス契約者に対して有する金銭債権とを、その支払期限にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺（控除）することができます。

## 第 26 条（工事費の支払義務）

1. 本サービス契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、当社からの承諾を受けたときは、料金表第 2 表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第 27 条（料金の計算等）

料金及び工事に関する費用の計算方法は、料金表に定めるところによります。

（注）当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合、別途差額分をご請求させていただきます。

## 第 28 条（利用料金等の支払期日）

1. 本サービス契約者は、本約款に基づき負担する料金、工事費等の支払債務を、当社所定の方法（当社が本サービス契約者へ送付する請求書を含みますがこれに限られません。）に記載する支払期日までに、当社所定の支払手段で弁済するものとします。
2. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、本サービス契約者に対して 2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに一括後払いを求めることができ、本サービス契約者はこれを予め承諾するものとします。

## 第 29 条（解約時の残債務の弁済）

本サービス契約者は、本契約の解約を希望する場合には、本約款に基づき負担する料金、工事費等の支払債務のうち、未払となっているものすべて（以下「残債務」といいます。）を、当社に対し、本契約の解約手続きと同時に支払うものとします。

## 第 30 条（事業者変更）

1. 本サービス契約者が本サービスから通信事業者が提供する I P 通信網サービスを利用した他社のサービスへの契約変更（以下「事業者変更」といいます。）を希望する場合には、第 28 条（利用料金等の支払期日）及び第 29 条（解約時の残債務の弁済）の規定を適用するものとします。
2. 本サービス契約者が、第 28 条（利用料金等の支払期日）及び第 29 条（解約時の残債務の弁済）の規定に従わず、当社に対し残債務を弁済しない場合には、当社は、事業者変更に必要な番号（以下「事業者変更承諾番号」といいます。）を発行しないことができるものとします。
3. 前項の場合、本サービス契約者は、当社が事業者変更承諾番号を発行しないことにつき、異議を申し立てないものとします。
4. 当社は、本サービス契約者が残債務の弁済を完了した場合には、速やかに事業者変更承諾番号を発行するものとします。

## 第 31 条（割増金）

当社は、本サービス契約者が本約款に定める料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として請求させていただきます。

## 第 32 条（延滞利息）

当社は、本サービス契約者が本約款に定める料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、当該料金その他の債務の額に法定利率の割合（電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン上の遅延損害金規制の対象外の場合は年 14.6%の割合）で計算して得た額を延滞利息として請求させていただきます。

### 第 33 条（回収業務の委託）

当社は、本サービス契約者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、本サービス契約者に対して有する利用料金その他の債権を、債権管理回収業に関する特別措置法により認可された債権回収代行会社又は弁護士等へ債権の回収業務を委託することができるものとします。また本サービス契約者は、これを承諾するものとします。

## 第八章 保守

### 第 34 条（本サービス契約者の維持責任）

本サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持するものとします。

### 第 35 条（本サービス契約者の切分責任）

1. 本サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をすることができます。
2. 前項の確認に際して、本サービス契約者からの請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を本サービス契約者にお知らせします。
3. 前項の確認により当社又は通信事業者が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、本サービス契約者の請求により当社又は通信事業者が手配した係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、本サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注） 本条は、当社が定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

### 第 36 条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、当社が該当する機関との協議により定めたものに限りです。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの

	水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第九章 損害賠償

### 第 37 条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスを全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時点から起算して、48 時間以上その状態が連続したときに限り、本サービス契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時点以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金（日割の利用料金）を発生した損害の限度とし、かつ現実に発生した直接かつ通常範囲内において、当社と協議の上決定された額に限って賠償します。また、逸失利益、データ喪失等にかかる損害、特別損害（予見可能な場合も含みます。）については財産的損害及び非財産的損害も含め賠償しないものとします。
3. 第 1 項の理由のうち当社の故意又は重大な過失によって生じた理由により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

（注） 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表の規定に準じて取り扱います。

## 第 38 条 (損害賠償)

1. 本サービス契約者が、登録一般放送事業者が提供するテレビ視聴サービスを法人利用の業務等で不適切な利用形態で使用したことにより、登録一般放送事業者が当社へ損害の賠償を請求した場合は、本サービス契約者はこれによって当社に生じた損害を賠償するものとします。
2. 本サービス契約者は、当社がレンタルした機器を損壊又は返却しなかったなどの場合、料金表第 4 表に定める損害金を支払うものとします。

## 第 39 条 (免責)

1. 当社は、本サービス契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に伴って、本サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
3. 当社は、本約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、電気通信設備、端末設備の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（本サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうち本約款について変更した規定に係る部分に限り負担します。
4. 当社は、第 20 条（利用中止）、第 21 条（利用停止）、第 46 条（本サービスの提供の終了）の規定に基づく本サービスの利用中止、利用停止及び本サービスの提供の停止に伴い生じる本サービス契約者の被害について、一切の責任を負いません。
5. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、約款の規定外の事故であることから本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切の責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
6. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、予めそのことを本サービス契約者に通知します。
7. 当社のサービスの提供、サービスが利用できなかったこと、遅滞、当社のサービスを通じて

登録、提供又は収集された本サービス契約者の情報の消失、その他当社のサービスに関連して発生した本サービス契約者の損害について、当社は本約款にて明示的に定める以外一切責任を負いません。ただし、本契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合は、この限りではありません。

8. 当社のサービスは、現時点で本サービス契約者に対し提供されているものとし、当社又は提携先が提供する情報又はソフトウェアについて、当社のホームページ及び配布する資料・マニュアルに明記する、しないに関わらず、その完全性、正確性、適用性、有用性等を保証いたしません。
9. 当社は、いかなるハードウェア及びソフトウェアのサポートを拒否する権利があるものとします。また、当社は市場に流通するすべての製品に対して動作保証責任を負わず、本サービス契約者が所有又は購入するハードウェア及びソフトウェアについても一切動作保証はいたしません。ハードウェア及びソフトウェアに対するサポート責任はそれらの製品の製造会社及び発売会社にあるものとします。
10. 当社は、当社の責に帰すべからざる事由から本サービス契約者に生じた損害については、一切責任を負いません。
11. 当社は、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、事業上の障害、逸失利益については、一切責任を負いません。ただし、当社に故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

## 第十章 雑則

### 第 40 条 (承諾の限界)

当社は、本サービス契約者から工事その他の本契約に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

### 第 41 条 (利用に係る本サービス契約者の義務)

1. 本サービス契約者は、次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2. 本サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

## 第 42 条（本サービス契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）

本サービス契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、下記に定めるところによります。

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、本サービス契約者から提供していただきます。ただし、本サービス契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が本契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、本サービス契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 本サービス契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路などの特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

## 第 43 条（本サービス契約者氏名の通知等）

1. 本サービス契約者は、登録一般放送事業者から請求があったときは、当社が本サービス契約者の氏名及び住所等を、その登録一般放送事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
2. 本サービス契約者は、当社が通信履歴等その本サービス契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
3. 本サービス契約者は、当社が第 33 条（回収業務の委託）の規定に基づき請求事業者へ債権回収業務を委託する場合において、当社が本サービス契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金等の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第 21 条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金等の回収に必要となる情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
4. 本サービス契約者は、当社が第 33 条（回収業務の委託）の規定に基づき請求事業者へ債権回収業務を委託する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の本サービス契約者に関する情報を当社へ通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 5.

#### 第 44 条（登録一般放送事業者からの通知）

本サービス契約者は、当社が、本サービスの提供に当たり必要があるときは、登録一般放送事業者からその本サービスを提供するために必要な本サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

#### 第 45 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 46 条（本サービスの提供の終了）

1. 当社は、本サービスの提供を終了することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、予めその理由、本サービス終了日を本サービス契約者に通知いたします。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第 47 条（本サービスの変更等）

当社は、第 2 条（通知の方法、約款の変更）で規定する通知の方法に従い、本サービスの内容の変更等を行います。ただし、本サービス契約者に不利な変更等の場合、当社は事前に通知をします。

#### 第 48 条（KABU&ひかり 契約約款の適用）

本約款に定めのない事項については、「KABU&ひかり 契約約款」の規定に従うものとします。

#### 第 49 条（その他）

1. 当社及び本サービス契約者は、本契約又は本約款の解釈に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。
2. 前項の協議が整わなかった場合、本契約又は本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本約款は、日本国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
4. 当社において合併、又は会社分割及び事業部の営業譲渡、又は資産売却があった場合は、当社は、本サービス契約者の同意を得ることなく、本契約の全体を包括的に譲渡することができ、合併又は分割、営業譲渡又は売却後に相続人が本契約上の地位を継承するものとし

ます。その際、本サービス契約者へは電子メール及び当社ホームページにおいて通知します。

## 料金表

### 第 1 表 月額利用料

サービス名		月額利用料 (税込み)
KABU&ひかりテレビ		825円
(内訳)	テレビ伝送サービス	495円
	スカパーJSAT施設利用料 (テレビ視聴サービス利用料)	330円

### 第 2 表 工事費

#### (1) 通常工事費

区分		単位	金額 (税込み)
通常工事費	KABU&ひかりと同時工事の場合	1工事毎	3,300円
	単独工事の場合	1工事毎	11,550円

#### (2) 屋内同軸配線工事

区分		単位	金額 (税込み)		
			東日本 エリア	西日本 エリア	
テレビ接続工 事費	単独配線工事 (テレビ1台)	1工事毎	7,150円		
	新築戸建 向け	テレビ端子測定工事	1工事毎	7,150円	
		テレビ1台までの接続工事	1工事毎	7,150円	
	共聴設備接続工事 (テレビ4台まで)	1工事毎	25,080円		
端末接続工事	各部屋のテレビ端子と4台を超えるテレビ台の接続を行う工事	1台毎	3,630円	3,630円	
端末設定工事	テレビ接続工事を伴わない追加工事の際に、テレビ周辺機器等の端末設定を行う工事	1台毎	1,870円		
テレビ端子接 続工事	テレビ端子の取替、同軸ケーブルの接続	1箇所毎	3,850円		
同軸ケーブル 新設工事	3m~30mの同軸ケーブルを新設する工事	1配線毎	5,500円		
同軸コード新	3mまでの同軸コードを新設する工事	1配線毎	1,100円	880円	

設工事				
ブースター設置工事	電波の増幅を行うブースターを新設する工事	1台毎	13,200円	
2分配器新設工事	2分配器を新設する工事	1個毎	3,080円	
3/4分配器新設工事	3分配器または4分配器を新設する工事	1個毎	4,400円	
6/8分配器新設工事	6分配器または8分配器を新設する工事	1個毎	7,150円	
同軸基本工事	光テレビ利用開始後のお客様がオプション工事のみをお申し込み頂く場合の派遣工事費	1工事毎	8,250円	
同軸工事事前現場調査	非住居向けTV複数台接続工事の施工可否、および施工内容の事前確認	1工事毎	7,700円	—
特殊工事	その他項目にない工事	1工事毎	実費	
一時中断工事費		1工事毎	3,300円	

(注) 上記は標準的な費用になります。お客様のテレビ設備や工事の内容によって異なります。

(注) お客様の設備状況によっては、工事費が変更となる場合があります。

(注) 時刻指定工事（1時間ごとに設定可能）を希望される場合、下記金額を別途請求します。

9:00～16:00 の場合、11,000円(税込12,100円)、

17:00～21:00 の場合、

東日本エリア 18,000円(税込19,800円)

西日本エリア 20,000円(税込22,000円)

22:00～翌8:00 の場合、

東日本エリア 28,000円(税込30,800円)

西日本エリア 30,000円(税込33,000円)

(注) 夜間時間帯（17:00～22:00）および（12月29日～1月3日は8:30～22:00）に工事を実施する場合、工事費の合計額から1,000円(税込1,100円)を差し引いて「1.3倍」した額に1,000円(税込1,100円)を加算した金額を請求します。

(注) 深夜時間帯（22:00～翌日8:30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から1,000円(税込1,100円)を差し引いて「1.6倍」した額に1,000円(税込1,100円)を加算した金額を請求いたします。

(注) 工事費（基本工事費、時刻指定工事費は除く）の合計が29,000円(税込31,900円)を超える場合は29,000円(税込31,900円)までごとに、「加算額：3,500円(税3,850円)」が発生します。

(注) 担当者がお伺いする工事において、工事日当日に契約者不在等の事由による契約者都合で

工事ができなかった場合、契約者に対し、工事費を請求する場合があります。

(注) テレビと映像用回線終端装置が別部屋での接続となる場合は複数台のテレビを接続する工事費が適用される場合があります。

(注) 共聴設備接続工事は、映像用回線終端装置とお客様宅の共聴設備の接続、テレビ4台までの接続、テレビ等の設定を行います。5台以上の接続を行う場合は、費用が別途かかります。

(注) オフィスビル、テナントビル、事務所等といった非居住においては、共聴設備接続工事は利用できません。

(注) お客さま宅内設備の状況により、増幅器(ブースター)の設置、同軸ケーブルの張替えが必要な場合があります、別途工事費がかかります。

(注) 映像用回線終端装置(映像用 ONU)からテレビまでの接続工事は、お客さまご自身で行っていただく場合と NTT 東日本または NTT 西日本が実施する場合があります。

(注) テレビ接続工事をお客さまご自身で行う場合は、同軸ケーブルおよび分配器等をお客さまご自身でご用意いただく必要がございます。なお、同軸ケーブルは 5C-FB もしくは S-5C-FB、テレビ周りが 4C-FB もしくは S-4C-FB の規格を、分配器はアルミダイキャスト製のものを推奨します。

### 第 3 表 手数料

区分	金額 (税込み)
新規	無料
テレビ視聴サービス登録料	3,080円

### 第 4 表 レンタル機器損害金

請求上限金額が適用される費用	最大金額 (不課税)
映像用回線終端装置	12,000円

(注) 紛失・破損した場合、及び弊社指定する返却期限までにご返却頂けない場合は、機器損害金をお支払いいただきます。

(注) 上記記載の請求金額は最大額であり、実際の請求は、減価償却を考慮した金額となります。

附則：本約款は 2024 年 11 月 20 日から実施します。